

我孫子市自主防災組織連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、我孫子市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、自主防災組織相互の救護、救援活動等の協力体制と自主防災組織活動の充実を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 自主防災組織の活動、協力体制の充実に関すること。
- (2) 自主防災組織相互の情報交換に関すること。

(構 成)

第4条 協議会は、我孫子市に自主防災組織設立届を受理された全ての団体で構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
常任幹事	5名以内
幹 事	若干名

2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。

3 常任幹事は、協議会経験者、学識経験者又は自主防災組織の活動に意欲のある者のうちから役員会の推薦により会長が選出する。

4 幹事は、各支部おおむね5組織から1名を選出し、設立の早い組織から輪番とする。ただし、会長、副会長を選出する組織を除くものとする。

(役員任期)

第5条の2 役員任期は、1年（総会から次年度の総会までの間をいう。）とする。ただし、欠員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長、副会長及び常任幹事は、再任することができる。

(役員任務)

第6条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 常任幹事は、協議会所掌事務について助言、提言を行う。
- (4) 幹事は、会務を掌理し、会員相互の連絡調整を行う。

(会 議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(3) その他必要な会議

(事務局)

第8条 会務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、我孫子市防災担当課内に置く。

(規約改正)

第9条 本規約は、総会における出席組織の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

附 則

この規約は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。